



(建築物等における応力度)

第18条 《略》

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式	備考
長期に生じる力	常時	$G + P$	
	積雪時	$G + P + S$	
短期に生じる力	積雪時	$G + P + S$	
	暴風時	$G + P + W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G + P + 0.5S + W$	
地震時	$G + P + 0.5S + K$		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

(建築物等における応力度)

第18条 《略》

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	計算式	備考
長期に生じる力	常時	$G + P$	
	積雪時	$G + P + S$	
短期に生じる力	積雪時	$G + P + S$	
	暴風時	$G + P + W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G + P + 0.5S + W$	
地震時	$G + P + 0.5S + K$		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

る。

- G 令第84条に規定する固定荷重によつて生じる力
- P 令第85条に規定する積載荷重によつて生じる力
- S 令第86条に規定する積雪荷重によつて生じる力 (短期に生じる力の積雪時の状態以外の長期及び短期の各応力度を計算する場合は、市長が定める方法により計算した積雪荷重によつて生じる力)
- W 令第87条に規定する風圧力によつて生じる力
- K 令第88条に規定する地震力によつて生じる力

2 <略>

第7節 特別の配慮を要する特殊建築物

(適用の範囲)

る。

- G 令第84条に規定する固定荷重によつて生じる力
- P 令第85条に規定する積載荷重によつて生じる力
- S 令第86条に規定する積雪荷重によつて生じる力 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_
- W 令第87条に規定する風圧力によつて生じる力
- K 令第88条に規定する地震力によつて生じる力

2 <略>

第47条から第53条まで 削除

第7節 特殊建築物の防火構造等  
(診療所等の外壁等)

54条 法第22条第2項の市街地の区域内にある木造の建築物のうち、ホテル、旅館、下宿、老人ホーム、令第19条第1項に規定する児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下「児童福祉施設等」という。)又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。以下同じ。)の用途に供するもので階数が2以上であり、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものは、外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

第55条から第57条まで 削除

第8節 特別の配慮を要する特殊建築物

(適用の範囲)

第47条　　《略》

(1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。第49条第4項において同じ。）、児童福祉施設等（令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいう。第49条第4項において同じ。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物

(2) - (4)　《略》

（利用者用の屋外への出入口等）

第48条　　《略》

2　《略》

（利用者用の廊下等）

第49条　　《略》

2 - 4　《略》

（利用者用の階段）

第50条　　《略》

（利用者用の居室の出入口）

第51条　　《略》

（利用者用の便所）

第52条　　《略》

（制限の緩和）

第53条　　第48条 から前条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第47条各号 に掲げる建築物には、適用しない。

第57条の2　《略》

(1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所\_\_\_\_\_、児童福祉施設等\_\_\_\_\_、公会堂又は集会場の用途に供する建築物

(2) - (4)　《略》

（利用者用の屋外への出入口等）

第57条の3　《略》

2　《略》

（利用者用の廊下等）

第57条の4　《略》

2 - 4　《略》

（利用者用の階段）

第57条の5　《略》

（利用者用の居室の出入口）

第57条の6　《略》

（利用者用の便所）

第57条の7　《略》

（制限の緩和）

第57条の8　第57条の3 から前条までの規定は、これらの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと市長が認める第57条の2各号 に掲げる建築物には、適用しない。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第54条 法第3条第2項の規定により第48条から第52条  
までの規定の適用を受けない第47条各号に掲げる  
建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規  
模の様替えをする場合においては、当該増築、改築、大規模の  
修繕又は大規模の様替えをする部分以外の部分に対しては、第  
48条から第52条までの規定は、適用しない。

第55条から第57条まで 削除

(仮設興行場等に対する制限の緩和)

第58条 法第85条第5項に規定する仮設興行場等で、消火及び  
避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものにつ  
いては、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めてそ  
の建築を許可する場合においては、第18条、第37条、第38  
条、第39条第2項及び第3項、第41条、第43条、第44条  
並びに第49条第3項第2号の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、法第85条第6項に規定する仮設興行場等で、  
消火及び避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有する  
ものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、か  
つ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合につ  
いて準用する。

(耐火設計された建築物に対する制限の特例)

第58条の2 令第108条の3第3項に該当する建築物(次項に  
規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第  
14条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第3  
3条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分  
で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に該当する建築物に対する第14条及

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第57条の9 法第3条第2項の規定により第57条の3から第5  
7条の7までの規定の適用を受けない第57条の2各号に掲げる  
建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規  
模の様替えをする場合においては、当該増築、改築、大規模の  
修繕又は大規模の様替えをする部分以外の部分に対しては、第  
57条の3から第57条の7までの規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第58条 法第85条第5項の仮設建築物で、消火及び  
避難に有効な幅員5メートル以上の空地を周囲に有するものにつ  
いては、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めてそ  
の建築を許可する場合においては、第18条、第37条、第38  
条、第39条第2項及び第3項、第41条、第43条、第44条  
並びに第57条の4第3項第2号の規定は、適用しない。

(耐火設計された建築物に対する制限の特例)

第58条の2 令第108条の3第3項に該当する建築物(次項に  
規定する建築物を除く。)に対する第6条ただし書、第8条、第  
14条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項、第33条  
第1項並びに第54条の規定の適用については、当該建築物の部分  
で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 令第108条の3第4項に該当する建築物に対する第14条及

び第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第23条第1項及び第2項並びに第32条第1項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第58条の5 <略>

2 前項に規定する建築物に対する第11条、第31条、第38条第1項第1号の表及び第48条第2項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第11条中「道路境界線」とあるのは「道路境界線及び法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路の境界線」と、第31条、第38条第1項第1号の表及び第48条第2項 \_\_\_\_\_ 中「道路」とあるのは「道路又は法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定若しくは法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路」とする。

(敷地の形態及び敷地と道路との関係等の特例)

第59条 法第43条第2項第1号の規定により市長の認定を受けた建築物又は同項第2号の規定により市長の許可を受けた建築物に対する第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第14条第1項第2号、第21条、第30条第1項第1号及び第2項、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第48条第2項 \_\_\_\_\_ の規定の適用については、第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4条、第21条、第30条第1項第1号、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第48条第2項 \_\_\_\_\_ 中「道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定に

び第33条第1項の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、第6条ただし書、第8条、第23条第1項及び第2項、第32条第1項並びに第54条の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(一の敷地とみなすことによる制限の緩和)

第58条の5 <略>

2 前項に規定する建築物に対する第11条、第31条、第38条第1項第1号の表及び第57条の3第2項の規定の適用については、第11条中「道路境界線」とあるのは「道路境界線及び法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定又は法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路の境界線」と、第31条、第38条第1項第1号の表及び第57条の3第2項中「道路」とあるのは「道路又は法第86条第1項若しくは第2項の規定による認定若しくは法第86条第3項若しくは第4項の規定による許可に係る敷地内の通路」とする。

(敷地の形態及び敷地と道路との関係等の特例)

第59条 法第43条第1項ただし書の規定により \_\_\_\_\_ 市長の許可を受けた建築物に対する第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第14条第1項第2号、第21条、第30条第1項第1号及び第2項、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第57条の3第2項の規定の適用については、第2条第1項及び第3項、第3条第1項及び第2項、第4条、第21条、第30条第1項第1号、第31条、第37条、第38条第1項第1号の表、第39条第3項並びに第57条の3第2項中「道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定

よる認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」と、第5条中「道路（都市計画区域以外の区域にあつては、道を含む。以下同様とする。）又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第14条第1項第2号中「道路又は道路」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道若しくは同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第30条第2項中「道路境界線」とあるのは「法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路の境界線」と、同項の表中「前面道路」とあるのは「前面の法第43条第2項第1号の規定による認定に係る道又は同項第2号の規定による許可に係る道若しくは道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」とする。

- 2 前項の規定により第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定を適用する場合において、当該建築物の敷地が路地状部分のみによつて法第43条第2項第2号の規定による許可に係る道路又は道に通じる通行可能な空地又は通路（以下「通行可能な空地等」という。）に接するときは、当該路地状部分の長さ<sup>（1）</sup>と通行可能な空地等の長さ<sup>（2）</sup>を合計した長さをもつて、第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定における路地状部分の長さとする。

第60条 第2条第1項若しくは第3項（第3条第3項において準用する場合を含む。）、第3条第1項若しくは第2項、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第8条、第11条から第13条まで、第14条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第18条、

による許可に係る道又は

道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」と、第5条中「道路（都市計画区域以外の区域にあつては、道を含む。以下同様とする。）又は道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道若しくは

道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第14条第1項第2号中「道路又は道路」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道若しくは

道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路又はこれら」と、第30条第2項中「道路境界線」とあるのは「法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道又は

道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路の境界線」と、同項の表中「前面道路」とあるのは「前面の法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道又は 道路若しくは道に通じる通行可能な空地若しくは通路」とする。

- 2 前項の規定により第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定を適用する場合において、当該建築物の敷地が路地状部分のみによつて法第43条第1項ただし書の規定による許可に係る道路又は道に通じる通行可能な空地又は通路（以下「通行可能な空地等」という。）に接するときは、当該路地状部分の長さ<sup>（1）</sup>と通行可能な空地等の長さ<sup>（2）</sup>を合計した長さをもつて、第2条第1項及び第3項並びに第3条第1項及び第2項の規定における路地状部分の長さとする。

第60条 第2条第1項若しくは第3項（第3条第3項において準用する場合を含む。）、第3条第1項若しくは第2項、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第8条、第11条から第13条まで、第14条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第18条、

第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条、第23条第1項若しくは第2項、第24条、第25条、第30条第1項、第31条、第32条、第33条第1項、第34条、第35条、第37条から第43条まで、第44条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第48条から第52条までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 <<略>>

第19条第1項若しくは第2項、第20条、第21条、第23条第1項若しくは第2項、第24条、第25条、第30条第1項、第31条、第32条、第33条第1項、第34条、第35条、第37条から第43条まで、第44条第1項若しくは第3項から第5項まで、第54条又は第57条の3から第57条の7までの規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、50万円以下の罰金に処する。

2 <<略>>

別表5（第59条の4関係）

指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の項から法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の項まで	<<略>>
法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定	1件につき 43,000円
法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可	1件につき 小苦市建築審査会の同意を得て市

別表5（第59条の4関係）

指定、許可、認定並びに指定、許可及び認定の取消し	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の項から法第42条第1項第5号の規定に基づく道の位置の指定の項まで	<<略>>
※新設	
法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築の許可	1件につき 小苦市建築審査会の同意を得て市

	長が定める基準に該当する場合 43,000円 その他の場合 87,200円		長が定める基準に該当する場合 43,000円 その他の場合 87,200円
法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の項から法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の項まで	《略》	法第44条第1項第2号の規定に基づく建築の許可の項から法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の項まで	《略》
法第85条第5項の規定に基づく <u>仮設興行場等の建築の許可</u>	1件につき 130,000円	法第85条第5項の規定に基づく <u>仮設建築物の建築の許可</u>	1件につき 130,000円
法第85条第6項の規定に基づく1年を超えて使用する特別の必要がある <u>仮設興行場等の建築の許可</u>	1件につき 193,000円	※新設	
法第86条第1項の規定に基づく一団地内の建築物に関する特例の認定の項から令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定の項まで	《略》	法第86条第1項の規定に基づく一団地内の建築物に関する特例の認定の項から令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定の項まで	《略》
施行日：公布の日、ただし第18条第1項の表の改正規定は平成31年1月15日			